

V 空家のこと

* / 大切な住まいを空家にしないために予防が大切です

高齢化や少子化に伴い全国的に空家が増加しており、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。目黒区でも老朽化した空家などに関する相談窓口を一元化してご相談に対応しています。

管理不全の空家にならないよう、予防や利活用を考えることが大切です。

不動産、建築、法律などの専門家や福祉関係者等と連携し、空家になる前の段階から大切な住まいを守るためにの対策を、区が所有者と一緒に考える取組を進めています。

【1】空家適正管理助成

ページID:4903

空家の適切な管理を促し、周辺の生活環境の保全を図るため、所有者等が空家を適切に管理するために支出した費用の一部を助成します。詳細は、お問い合わせください。



V

空家のこと

項目	内容
管理委託助成	空家の適切な管理を管理委託により行っている場合、費用の一部を助成します。助成金額は管理委託費用の年度ごとの総額の2分の1です。(1か月当たりの上限は2千円)
樹木せん定助成	空家の敷地内にある樹木をせん定する場合、費用の一部を助成します。管理委託助成を受けている期間内に1回限り、樹木のせん定費用の2分の1を助成します。(上限は2万円)

【2】空家の発生を抑制するための特例措置

ページID:14881

(所得税等:空家の譲渡所得の3,000万円特別控除)



相続または遺贈により、被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその敷地等の取得をした個人が、耐震リフォーム(耐震性がある場合は不要)または取壊しをした後に、その家屋または敷地等を譲渡した場合、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

控除の特例措置の適用期間は、相続日から起算して、3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に対象となり、令和9年12月31日までとなります。

この控除を受けるため確定申告の際に添付する、目黒区に所在する家屋等に関する「被相続人居住用家屋等確認書」を発行しています。

詳細については、下記の問合せ先にご連絡ください。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 都市整備課 空家対策調整係

TEL:03-5722-8692 FAX:03-5722-9239

